鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券事業費（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、新型コロナウイルス感染症が本県の飲食業界に甚大な影響を及ぼしている状況を踏まえ、鳥取県新型コロナ安心対策認証店審査要領（令和２年６月１９日付第２０２００００７７３００号鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課長通知。以下「認証要領」という。）に規定するガイドラインに基づき感染防止対策を講じながら前向きに事業継続に取り組む県内飲食店等で構成する地域・グループが販売するプレミアム付き食事券の発行に係る経費の一部を支援することにより、本県の飲食業界の需要喚起を図ることを目的として交付する。

（補助金の交付）

第３条　県は前条の目的の達成に資するため、別表の第１欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第２欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

２　本補助金の額は、補助事業に要する別表の第３欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第４欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

３　なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第４条　本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、原則として事業開始前に申請しなければならない。

２　規則第５条の申請書は、様式第１号によるものとする。

３　規則第５条第２号に掲げる書類は、不要とする。

４　本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が５パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第２条第７項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第２項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第５条　本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から２０日以内に行うものとする。

２　本補助金の交付決定通知は、様式第２号によるものとする。

３　知事は、前条第４項の規定による申請を受けたときは、第３条第２項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第６条　規則第１２条第１項の知事が別に定める変更は、補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

２　第５条第１項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第７条　規則第１７条第１項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、様式第４号により事業完了後３０日以内に行わなければならない。

２　規則第１８条第１項の規定による通知は、様式第５号によるものとする。

３　本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

４　補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第６号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第８条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県農林水産部長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年１２月２７日から施行する。

この要綱は、令和４年５月１１日から施行し、令和４年度事業から適用する。

この要綱は、令和４年６月１日から施行し、令和４年度事業から適用する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １補助事業 | ２事業実施主体 | ３補助対象経費 | ４補助率 | ５補助上限額 |
| 鳥取県安心対策エリア　版割増クーポン食事券　事業 | 鳥取県新型コロナ安心対策認証店（以下「認証店」という。）のうち、食品衛生法第55条第１項による飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を有する店舗を営業する法人若しくは個人のうち次の各号のいずれにも該当しないもので構成する、地域で安心安全な飲食エリアづくりに取り組む団体・グループ（以下「エリア」という。）の代表者であり、エリアでのクーポン食事券利用や精算事務などの事務局機能を担う者であること。ただし市場開拓局長が認める場合はこの限りではない。（１）宿泊者に限定した飲食提供を行う店舗、又はコンビニエンスストア。（２）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員及び暴力団等の利益につながる活動を行い、又は暴力団等と密接な関係を有するもの。 | （１）エリア内で使用された43％プレミアム付き食事クーポン券（以下「エリア食事券」という。）の　プレミアム相当分の経費・販売期間：知事が別途通知する日まで・利用期間：知事が別途通知する日まで（２）エリア代表者が行う本事業に必要な経費・チラシ等広報資材の印刷、ＳＮＳ等の情報発信等に係る経費・エリア食事券発行に伴って発生するエリア内での事務費等（振込手数料、管理事務消耗品費、精算事務人件費など） | 10/10 | （１）１エリア当たり参加店舗数×30万円（２）１エリア当たり25万円 |

（特記事項）

　　１事業実施期間中にエリア内でクラスターが発生した場合、発生店舗については、クラスター発生時点から改めて認証店と認められるまでの間は、補助対象店舗から除外する。（認証取り消し等の期間における当該店舗で利用されたエリア食事券は、補助対象経費から除外する。）

 ２インターネット予約販売を行う場合の補助金の額は別表の第３欄に掲げる経費の額に、同表の第４欄に定める率を乗じて得た額以下とし、補助上限額は、別表の第５欄に記載のとおりとする。

３インターネット予約販売に係る追加の交付の申請をする場合は、変更承認申請書の「変更の理由」欄に「インターネット予約販売に係るもの」と記載すること。